

暴風・大雨・洪水警報発令時における児童の登下校について

1 登校前に暴風警報が発令された場合

- (1) 暴風警報が発令され、警報中のときは登校しないでください。
- (2) 午前10時までに暴風警報が解除された場合、被害状況に注意して危険のない限り、すみやかに登校してください。(授業は午前中のもの、給食はあります。)
- (3) 午前11時までに解除された場合は、午後から授業を行いますので、午後1時までに登校してください。(授業は午前の1限・2限)
★昼食は自宅でおとりください。
- (4) 午前11時を過ぎても解除されない場合は「臨時休業日」となりますので、登校しないで自宅学習をしてください。

2 始業後に暴風警報が発令された場合

- (1) 学校に待機させ、「すぐメール」による緊急連絡メール等で保護者に連絡をし、各教室で引渡しの措置をとります。

3 大雨・洪水警報等の発令について

● 登校前に警報が発令された場合

- (1) 「自宅待機」等の必要がある場合には、緊急連絡メール等で連絡をします。
- (2) 道路の冠水等で危険な状況が予想される時は、保護者の判断で自宅待機をしてください。この場合は必ず学校にその旨を連絡してください。
- (3) 学校からの連絡を受ける前に、家庭でも家のまわりの様子を見て、浸水・冠水・がけ崩れ等が目につきましたら、学校へもご一報くださいますようお願い致します。

● 授業後に警報が発令された場合

- (4) 登校した児童を下校させる場合は、安全な方法を講じ、状況に応じてグループ等で集団下校を行います。ただし、暴風警報発令時に準ずるような荒天の場合は、緊急連絡メールで保護者に連絡をとり、各教室で引渡しの措置をとります。

★状況によって、上記の対応と異なる対応をとる場合もあります。

★上記いずれにかかわらず、保護者が危険と判断した時は登校を見合わせ、その旨を学校に連絡してください。また、学校の判断により特別の措置をとる場合は、緊急連絡メール等で連絡します。

★警報時の発令の該当範囲

三重県全域 三重県南部 伊勢志摩